

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	児童福祉法			法令番号	昭和22年164号		
不利益処分の種類	無認可施設に対する事業停止命令			根拠条項	第59条		
処分基準	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）の規定に反するとき						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	こども家庭課	交付機関	こども家庭課	目次No.